

7月は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■国民健康保険税

☎ 保険年金課 ☎(55)7119

国民健康保険税は、ご加入いただいている方全員の前年中の所得および人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。その年税額を第1期から第9期に振り分けて賦課させていただきます。ただし、特別徴収（年金からの天引き）の方は、4・6・8月分を差し引いた残りを、10・12・翌年2月分に振り分けて賦課させていただきます。

納税通知書の内容についてご確認ください。

	所得割(%)	均等割(円※1)	平等割(円)	課税限度額(円)
医療給付費分	6.0	22,000	22,000	650,000
後期高齢者支援金分	1.8	8,000	6,000	220,000
介護納付金分(※2)	1.3	8,000	6,000	170,000
合計	9.1	38,000	34,000	1,040,000

(※1)未就学児の被保険者に係る国民健康保険税の均等割額については、5割の減額がされます。(※2)40歳以上65歳未満の方のみ

◎保険税の納付方法について

①普通徴収(納付書・スマホ決済・口座振替)

※6月中に口座振替を申し込まれた方は、9期までの納付書が同封されている場合があります。

※今年度より「eLマーク」が付いている納付書は「地方税お支払いサイト」を利用して納付ができるようになりました。

支払方法や手数料など、詳しくは「地方税お支払いサイト(<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>)」をご確認ください。

②特別徴収(年金からの天引き) ③普通徴収および特別徴収(10月から年金天引き開始)

◎保険税の算出方法

保険税は所得割額・均等割額(×国民健康保険加入者数)・平等割額(×1世帯)の合計です。

※所得割額:(前年中の所得-基礎控除額:430,000円)×表中の税率(%)

■後期高齢者医療保険料

☎ 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎052(955)1223
☎ 保険年金課 ☎(55)7119

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。保険料の限度額は66万円です。年度途中の制度への加入・脱退については月割計算となります。

◎保険料の算出方法

所得割額=賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率(9.57%)

被保険者均等割額=被保険者一人当たり49,398円

※賦課のもととなる所得金額=前年中の所得金額-基礎控除額(右表)

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

◎保険料の納付方法について

納付方法は3種類あります。

①特別徴収(年金からの天引きによる納付) ②普通徴収(納付書または口座振替による納付) ③普通徴収および特別徴収

◎職場の健康保険などの被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者で自分の保険料を納めていなかった方も、後期高齢者医療制度では被保険者となり、新たに保険料を負担していただくこととなりますが、保険料が急に増えることのないよう加入から2年を経過する月まで被保険者均等割額を5割軽減します。なお、すべての元被扶養者の方に所得割を課しません。

◎所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

対象者の所得要件(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得(※1)の合計額)	均等割の軽減割合
所得金額の合計が、43万円以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等(※2)が2人以上いる場合には43万円+{10万円×[給与所得者等の人数-1]}以下の世帯)	7割軽減
所得金額の合計が、43万円+(29万円×被保険者数)以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合には43万円+{29万円×被保険者数}+{10万円×[給与所得者等の人数-1]}以下の世帯)	5割軽減
所得金額の合計が、43万円+(53.5万円×被保険者数)以下の世帯 (世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合には43万円+{53.5万円×被保険者数}+{10万円×[給与所得者等の人数-1]}以下の世帯)	2割軽減

※1 65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※2 「給与所得者等」とは、給与所得を有する方(給与収入が55万円を超える方)または、公的年金等にかかる所得を有する方(65歳未満の方にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える方、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える方)をいいます。